

広島県告示第千四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十一月五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市西条町馬木一三五八番九地先から 東広島市西条町馬木一五五〇番四地先まで	平成一九年一月三日
県道馬木八本松線	東広島市西条町馬木一二九一番三地先から 東広島市西条町馬木一二九〇番一地先まで	
県道安芸津下三永線	東広島市西条町下三永字若山五五八番四地先から 東広島市西条町下三永字若山五五〇番四地先まで	
県道上三永竹原線	東広島市西条町上三永字下泓八二五番一地先から 東広島市西条町上三永字下泓八二五番一地先まで	